日本図書館協会 図書館経営委員会 専門職員認定制度特別検討チーム(第二次)報告

2004年2月3日

目次

< ₹	屠議₫	D経過	>	
1.	第一	-次検	討チーム(2002.10.10~2003.2.24)による審議、第一次報告の経過	1
2.	第二	二次検	討チームに対する諮問事項	1
3.	第二	二次検討	討チームによる審議の経過 	1
4.	第二	二次検討	討チームメンバー	2
< ‡	设告 >	>		
1.		制度の	の概要(第一次報告書要約)	3
	a.	認定制	制度の特徴	3
2.		第二次	欠検討チームの議論の枠組み	5
	a.	上級記	司書のあるべき姿	7
	b.	協会(の研修事業との関連	8
	c.	地方征	生住者への配慮	8
	d.	研修(の受講とポイント化	Q
	e.	課題!	小論文の導入	10
3.		上級記	司書審査会	11
4.		更新制	制度	12
5.		実施(のための経費および申請手続き料の概算	12
6.		制度	発足までのスケジュール	14
7.		制度	発足当初の経過措置	15
< 資	登料 1	l >	日本図書館協会専門職員認定制度規程(案)	16
< 資	資料 2	? >	日本図書館協会 上級司書審査会内規(案)	19
			< 別表第1>申請資格獲得に必要な研修等の内訳(規程第6条5項a),b) 関係)	22
			< 別表第 2 > 認定更新のための必要とされるポイント内訳(規程第 11 条関係)	25

<審議の経過>

1.第一次検討チーム(2002.10.10~2003.2.24)による審議、第一次報告の経過

- 2002.10.10 第1回会議(以後の会議日程と審議内容は第一次報告を参照のこと)
- 2002.11.17 中間報告を日本図書館協会ホームページ上に公表、同時にパブリックコメント受付開始
- 2002.12.18 メールマガジン 135 号で中間報告発表の件を通知
- 2003.1.10 中間報告に対するパブリックコメント受付締切、計6件のコメントあり
- 2003.1.24 図書館経営委員会にチームの検討結果を報告
- 2003.2.5 常務理事会でチームの検討結果を報告、専門職員認定制度を翌年度の事業計画のひとつとして位置づけ、検討結果報告を『図書館雑誌』4 月号へ掲載することを了承
- 2003.2.19 図書館経営委員会で報告書の内容最終確認
- 2003.2.24 第一次チーム最終会議、中間報告に対して寄せられたパブリックコメントに対する回答を検討、『図書館雑誌』に掲載する報告解説の内容を確認
- 2003.3.6 常務理事会に最終報告書(第一次)を提出
- 2003.3.12 図書館経営委員会で中間報告へのパブリックコメントに対する回答の内容を確認
- 2003.4 ホームページ上に報告書と中間報告へのパブリックコメントに対する回答を公表、『図書館雑誌』2003 年 4 月号に「報告解説」掲載

中間報告: http://www.jla.or.jp/keiei/tyukanhokoku.pdf

本報告: http://www.jla.or.jp/keiei/20030224_hokoku.pdf

報告書別紙: http://www.jla.or.jp/keiei/20030224 besshi.pdf

パブリックコメントに対する回答: http://www.jla.or.jp/keiei/20030312_comment.pdf

2. 第二次検討チームに対する諮問事項

「専門職員認定制度」について、認定制度の核になる審査会のあり方を中心に検討する。

3. 第二次検討チームによる審議の経過

第1回会議(2003年7月25日(金)19:00-日本図書館協会会館第1会議室)

- チームメンバーの確認
- 今期チームの検討すべき内容、最終報告までのスケジュールの確認

第 2 回会議(2003 年 9 月 2 日(火)18:00 - 日本図書館協会会館第 2 会議室)

- 論点の整理(地方在住者の問題、上級司書のイメージなど)
- 主要な論点に関する検討

第3回会議(2003年9月27日(土)18:00-慶應義塾大学三田キャンパス商学部会議室)

- 日本医学図書館協会の認定制度について(講師:慶應義塾大学メディアセンター酒井由 紀子氏)
- 地方在住者への配慮、筆記試験・口述試験導入の可能性について検討

● 上級司書の具体像について確認

第 4 回会議(2003 年 10 月 29 日(水)18:00-21:00 日本図書館協会会館第 1 会議室)

- JLA ステップアップ研修と制度との関係の確認
- 移行措置案、実施スケジュール、資格認定までのイメージの確認

第 5 回会議(2003 年 11 月 19 日(水)18:00-21:00 日本図書館協会会館第 1 会議室)

- 上級司書のあるべき姿、移行措置のあり方、課題小論文の有無、ポイント制の導入、 審査会の構成の確認
- 報告書の執筆分担

第 6 回会議(2003 年 12 月 22 日(月)18:00 - 日本図書館協会会館第 1 会議室)

● 報告書原稿について確認、検討

4.第二次検討チームメンバー 糸賀雅児(慶應義塾大学) 内野安彦(鹿嶋市立中央図書館) 大谷康晴(青山学院女子短期大学) 鈴木正紀(文教大学越谷図書館) 前村安範(練馬区立光が丘図書館)

<報告>

1.制度の概要(第一次報告書要約)

日本図書館協会図書館経営委員会専門職員認定制度特別検討チーム(第一次)による報告書(以下、このチームを第一次検討チームとし、このチームによる 2003 年 2 月 24 日付報告書を第一次報告書とする)にて提案された制度の概要は次の通りである。

a.認定制度の特徴

- (社)日本図書館協会が公立図書館員を対象に認定する
- 現在及び / あるいは将来において、公立図書館経営の中核を担う、高度な専門性を有することを認定する
- したがって、図書館経営の中核としての職務が通常は想定されない、非常勤職員、派 遣職員等の非正規職員は、認定の対象とはならない。
- 申請にあたっては、司書資格取得後、図書館現場での一定の実務経験を必要とする
- 体系的な研修を受講することを要件とする
- 生涯有効なものではなく、一定の期間の後必要な研修、社会的活動、研究活動等を経て更新することを条件とする

以下上記内容を第一次報告書の報告事項に沿って簡単に補足する。なお、文言の一部は整合性を保つため第一次報告書と若干変更している。

1)制度を設ける目的と意義

公立図書館経営の中核を担う、あるいは今後担うことになる司書に対して高度な専門性を有することを日本図書館協会が上級司書として認定することによって、以下の点が実現可能になることを目的としている。

- (1) 図書館で中核的な役割を持つ司書の資質向上
- (2) 行政内における司書の専門性の認知
- (3) 司書の社会的認知の向上

また、日本図書館協会は、この資格の認定の主体となることで、司書の社会的地位の向上に資することを目指す。

2)認定の対象者

以下の全ての条件を満たした者を資格認定の対象とする。

- (1) 地方公共団体職員およびそれに準ずる者
- (2) 図書館法第4条にいう司書資格を有している者
- (3) 日本図書館協会会員である者
- (4) 図書館での通算の実務経験が10年以上である者
- (5) 以下の研修を受講し、修了した者
 - (a) 「日本図書館協会中堅職員ステップアップ研修」またはそれに相当する研修
 - (b) 「日本図書館協会中堅職員ステップアップ研修」修了者を対象とした日本図書館

協会主催の研修またはそれに相当する研修

- (6) 上記第5項bの研修を修了後合計して3年以上の図書館での実務経験者であること
- (7) 必要とされる条件を満たした論文を提出していること
- 3)認定の方法や指標について
- a)認定の方法

日本図書館協会に設置された上級司書審査会より委嘱された審査チームにより、1 人ずつ審査を行い、認定する。その際、申請書類および論文(場合によっては面接も)に基づき、以下の点に注意しながら精査する。

- (1) 図書館に対して、高度な見識を有し、サービスの実務を把握しているか
- (2) 図書館の外部に対しても交渉ができる人物であるか
 - (a) 所属する地方公共団体の首長部局、各種行政委員会と交渉できる人物であるか
 - (b) 所属する職場以外に活動範囲を有する人物であるか
- (3) 図書館および図書館員の地位向上に努められる人物であるか

審査の結果、認定に値すると判断された申請者について、日本図書館協会の名前で申請者の組織長(地方公共団体の首長もしくは任命権者くらいを想定)に推薦の依頼を行う。ここで、日本図書館協会から認定される者が高度の専門性を有していることを説明することによって、当該組織に申請者の優れた専門性を認知させることも目的としている。

以上全ての手続きを終えたものを対象に認定式を行い、認定を行う。

b)認定後の制度

認定された者は、5 年ごとに更新手続きを行わなくてはならない。認定から更新続きを 行うまでのあいだに、研修の受講、各種図書館団体での社会的活動、図書館に関する研究 活動等によって、必要なポイントを獲得する必要がある。これを行わない場合、認定は失 効する。

また、地方公務員法に規定された遵守事項に違反した者、または「図書館の自由に関する宣言」「図書館員の倫理綱領」をはじめとする図書館員に関する規定に著しく違反したものは、認定を取り消されることになる。

4)認定団体

日本図書館協会が資格として認定する。

5)実施組織

a)上級司書審查会

日本図書館協会内に常設の上級司書審査会を設ける。審査会の職務は以下の通り。

- (1) 資格認定、更新および取消に関する業務
- (2) 申請書類の受付、資格認定書や証明書の発行等の各種手続に関する業務
- (3) 審査基準の作成および改訂作業に関する業務
- (4) 審査チームの選考および委嘱手続きに関する業務
- (5) 資格認定に関わる広報業務
- (6) その他資格認定に関する業務

b)審査チーム

実際の審査活動は、審査会より委嘱された、申請者 1 名に対して 3 名程度から構成される審査チームを随時編成して行う。この審査チームについては、以下の通りにするのが適当である。

- (1) 主査1名、残りを副査として合議制で審査を行う。
- (2) 主査は、審査のとりまとめを行い、上級司書審査会に審査の報告を行う。
- (3) 申請者の数に応じて審査チームを随時編成していく。審査チームは主に既に上級司書に認定された者で構成し、これに有識者を加えて構成する。

6)具体的な名称

上級司書が適当と思われる。ただし、図書館員の専門性を評価する他の制度との整合性に配慮する。また、英文名称も併せて公式に決定しておくことが望ましい。

7)被認定者に与えられる特典と義務

認定された者に対して与えられる特典と義務は以下の通りである。

特典

- (1) 上級司書の徽章着用の許可
- (2) 上級司書名簿への記載
- (3) その他上級司書の顕彰

義務:

(1) 図書館および図書館員の社会的向上につながる活動への参加

日本図書館協会は、真に図書館経営の中核を担える人物が認定されるように努めるとともに、認定された者の社会的地位が向上する方策を実施する。

8)経費と収入

諸手続き、審査、認定に関する必要経費を勘案し、申請料 30、000 円、更新料 10、000 円が妥当である。

9)制度の導入時期

2003 年度に詳細な検討を行い、2004 年度からの実施を目指す。ただし、他の館種および館内の業務に応じた専門性を有する職員の認定制度の確立、図書館員の育成体制など多岐に及ぶ影響を考慮に入れ、慎重に検討を行わなければならない。

10)認定の頻度

1年に1回とする。

2.第二次検討チームの議論の枠組み

第二次検討チーム(以下、当チームとする)は、第一次報告書を受け、上級司書審査会の 構成と機能のほか、当該制度の本格実施に向けた細部の検討を行なってきた。当チームが 検討している上級司書制度は、当初 1998 年度に設置された「専門性の確立と強化を目指 す研修事業検討ワーキンググループ」に端を発するものであり、そこでは(社)日本図書館協会主催の研修事業と抱き合わせでこの認定制度を実現させる方向で議論が進められた。

そのこともあって当チームは、上級司書として認定されるためには、実務経験を重ねるだけでなく、一定の研修を修了することをも要件とする枠組みの中で検討作業を続けてきた。第一次検討チームの報告書が、上記の日図協主催研修あるいはそれに相当する他機関・他組織主催の研修修了を要件としているのはそのためである。

一方、今年度当チームの主たる検討事項は上級司書審査会のあり方であった。そこで、上級司書審査会の構成と機能を検討するにあたって前年度の議論を振り返ると、「今後検討すべき点」に総合的検討として、図書館員としての総合的なキャリア・ディヴェロップメントの策定や現行研修制度との関係、さらには地方在住者の負担軽減措置の検討等も挙げられている。言うまでもなく、上級司書の研修・審査・認定・更新は、日図協にとって長期にわたって継続実施していくべき事業である。したがって、その制度設計にあたっては、地域間格差を生じない公平なものとし、長期間維持していくための職員研修や実務経験の評価、そして事務局体制の整備もきわめて重要な課題となってくる。

すなわち、審査会が効果的に機能するためには、第一次検討チームの枠組みを維持しつつも、上級司書が受講すべき研修のあり方や地方在住者への配慮、そして制度運用のための経費、といった周辺の課題の整理も必要となる。具体的には、次ページの図に示されるような上級司書申請やその更新に必要な要件、地方開催の各種研修の扱い、申請手続き料等である。

したがって、この制度がめざすところは、この認定を受けた図書館職員の多くが、図書館や地方公共団体のみならず、広く社会において高度な専門性を有すると認知され、図書館経営の中心的な役割(通常は図書館長職)を担うことにある。このことは同時に、図書館経営の中心的な役割を担う職員を求めようとすれば、この認定を受けた者であることが要件となるような状況をも期待するものである。

その意味では、この制度が認定しようとしているより高度な専門性とは、豊富な図書館経営の経験と正確で最新の専門知識とに支えられ、社会的にも認知されるような一定の顕在的能力を指すと考えてよい。しかし同時に、必ずしも経営面での実務経験が無くとも、本人のたゆまぬ研鑚努力によって、図書館経営者としての将来の可能性を十分に示すことができる人材であれば、そういう司書がもつ潜在的能力を認定することを否定するわけではない。この視点が、当チームの検討の基本的な枠組みとなっている。

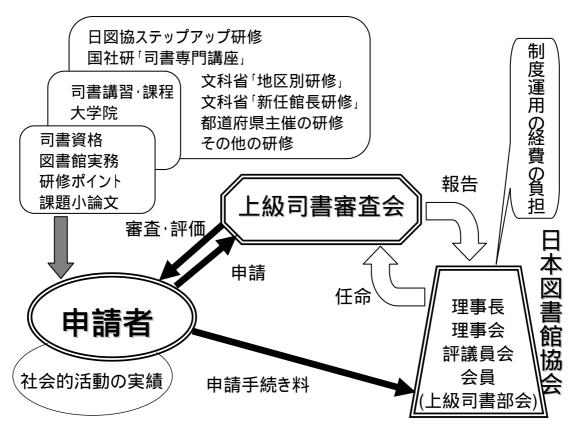
さらには、経験年数の浅い司書たちにとっても、上級司書をめざして研鑚を積むことへの意欲がかきたてられることを期待したい。研修への積極的な姿勢につながる動機付けである。また、研修を企画する立場の人々にとっては、より高い効果の期待できる研修事業への取り組みを促すことにもなる。そのために、これまでに各地で開催されてきた図書館職員研修とこの専門職認定制度との関わりについても時間をかけて検討をくわえ、研修内容の評価のあり方にまで踏み込んだ制度設計となっている。

これらを踏まえこの章では、具体的に以下の5項目について記述している。

- a.上級司書のあるべき姿
- b.協会の研修事業との関連
- c.地方在住者への配慮

d.研修の受講とポイント化

e.課題小論文の導入



第1図 上級司書制度の検討の枠組み

a.上級司書のあるべき姿

上級司書の認定者とは、1.a.3)「認定の方法や指標について」で述べたように、図書館業務における実務能力と専門知識、図書館の外部との交渉能力、公務員としての常識と人間性などを総合的に評価するものである。学術的な思考・表現力に秀でているだけの司書、あるいは、優れた実務能力があっても地域での活動実践や職場以外での活動に消極的な司書は想定していない。図書館職員としての能力・知識はもちろんのこと、公務員としての資質・常識も有していなければならない。いわば、将来、図書館の経営を担うに足る幅広い知識と行動力を持つ司書を上級司書として認定するものである。

具体的には次のような人材を上級司書のイメージとする。

専門職に求められる最新の知識の習得に不断に努めるとともに、中・長期的視野に立って自治体サービスにおける図書館経営のあり方を実践・思考できる者

図書館界の動向に絶えず関心を持つとともに、所属する自治体内外において積極的に 意見を述べ、論理的に表現できる能力を有する者 図書館界において関係団体・協会の事業にも意欲的に取り組み、社会的活動に従事で きる者

地域活動に深い関心を寄せ、図書館界のみならず図書館の外部の人とも進んで交流を 深められる人間性と社交性とを有する者

上級司書制度に資するため、資格の更新に努めるとともに、他の司書の範となるよう に司書の資質の向上を目指す情熱を有する者

b.協会の研修事業との関連

日本図書館協会では、公立図書館員向けの研修として、以下の研修体系を提案(一部実施) している(所管:研修事業委員会)。

- 「中堅職員ステップアップ研修」(以下 LIST1): 実務経験 3 年程度の者を対象として 2000 年度より実施
- LIST1 修了者対象者研修:実務経験7年程度の者を対象として現在(2003年12月)検 討中。2004年度より実施予定(以下 LIST2)

日図協主催で現在実施している研修については、受講者数などはおおむね堅調に推移している。内容的にも受講者の評価はおおむね良好である。その一方で、東京以外の地域での開催、遠隔教育の手法を使っての開講等、研修を受講したくても受講できない方から、何らかの方法で受講できるようにしてもらいたい、という要望は数多く寄せられている。研修事業を所管している研修事業委員会では、もちろんその必要性を認識してはいるものの、現在は、実施中の研修の運営、LIST2の立案にとどまっており、具体的検討には至ってはいない。

当チームで、このことが議論となり、日図協が主催する研修の申請要件としての位置づけを再検討する必要が生じた。認定の条件は可能な限り公平であることが望ましい。そこに照らした場合、日図協主催の研修を第一次検討チームの報告のように位置づけた場合、在住地による格差がはなはだしく発生するであろうという結論を得た。

したがって、日図協主催の研修受講は、申請に当たって基本的要件とはするものの、他 の研修受講も要件として認めるなど、申請の要件をより複線化することにした。

c.地方在住者への配慮

当チームで協議を重ねた事項のひとつに、地方在住者への配慮がある。上級司書認定の申請の条件として、唯一、地域格差が生じると考えられるものが指定する研修の受講である。指定する研修とは、LIST1 と、LIST1 修了者を対象に開催が予定されている LIST2 の 2 つである。この研修は、東京を会場に行われるため、地方在住の司書にとって受講条件が厳しいことから、報告書の中でも先の 2 つの研修に相当する研修も認める旨明記した。しかし、第一次の報告では具体的に 2 つの研修に相当する研修を挙げられなかったので、本検討チームにおいて検討を行い、次のような配慮を行うことで整理した。

1)LIST1 相当の研修

- a)以下の研修を修了した場合には、LIST1 相当の研修が修了したものとする
 - 文部科学省主催「地区別研修」
 - ▶ 文部科学省主催「新任図書館長研修」
- b)上記以外の研修については、研修の実施時間数に応じて研修をポイント化し、獲得したポイントが一定数に達した場合 LIST1 相当の研修を修了したものとする(ポイントの概要については次項参照)。
 - 2)LIST2 相当の研修
 - a)以下の研修を LIST2 相当とする
 - ▶ 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター主催「図書館司書専門講座」
- b)上記以外の研修については、研修の実施時間数に応じて研修をポイント化し、獲得したポイントが一定数に達した場合 LIST2 相当の研修を修了したものとする。ただし、これらのポイントの中には、指定された内容や形式を満たした研修によって獲得されたポイントを一定割合以上含んでいる必要がある。また、ポイントの獲得はある一定期間内に達成されている必要がある。

なお、認定の対象となる研修としては、以下のものが考えられる。参考までに例示して おく。

- > 複数自治体合同、各都道府県図書館協会、日図協の各主催による研修
- ▶ 前述の各主催者から委託された機関主催による研修
- ▶ 図書館情報学関連の学協会主催による研修♦ 例)デジタル・ライブラリアン研究会主催「デジタル・ライブラリアン講習会」
- ▶ その他、上級司書審査会が承認した研修

d.研修の受講とポイント化

上級司書になるためには、一定レベル以上の講習の受講が必要である。しかし、特に地方に在住している場合、一定レベル以上の講習をまとめて受講することは困難である。したがって、各種研修をポイント化してその獲得ポイント数が一定数を超えた場合に LIST1、LIST2 相当の研修修了と認定することが妥当である。また、既に研修の講師を担当している者をはじめとして、通常の研修受講以上の活動を行っている者に対しては、そのことに対する配慮も必要である。これらのことから、申請にあたって必要なポイントのことを申請ポイントと呼ぶことにする。

このための枠組みとしては、以下のものが妥当である。なお、詳細は、資料 2 別表第 1 を参照のこと。

- 1)申請ポイント
- a)基本的な定義(基本となる研修の単位(LIST1、LIST2 共通))
- 半日単位(2~3 時間程度)で行われる研修を 1 ポイント、全日単位(4~6 時間程度)で行われる研修は 2 ポイントと認定する
- 研修時間の8割以上に出席していること
 - b)LIST1 相当研修修了の認定条件
- 申請ポイントを 10 以上獲得していること
 - c)LIST2 相当研修修了の認定条件

以下の全ての要件を満たした場合に LIST2 相当研修を修了したと認定する

- 上級司書申請年度の前年度を1と数えて5年度内の期間に獲得した申請ポイントが20 以上であること
- 獲得した申請ポイントの中に以下の内容・形式を備えた研修を修了したと認定できる ものが一定以上含まれていること。なお、両者の条件を同時に満たした研修を修了し ておく必要はないが、両者とも条件を満たしておくこと
 - → 研修の修了の条件として修了レポート(2,000 字~4,000 字相当)、もしくはそれに準じるもの(演習の成果物・試験など)を研修主催機関・団体に提出し、一定の評価獲得が義務付けられた研修
 - ▶ 8 人以下のワークショップないし、グループ討論、または演習、プレゼンテーション、といった講義・講話以外で構成されている研修

2)研修以外の活動に対する申請ポイントの認定

研修以外にも自己の専門性を高めるための活動はいくつか考えられる。たとえば以下の ものを指摘することができるだろう。

- 大学院における図書館情報学関連の単位・学位の取得
- LIST1、LIST2 相当の研修講師の経験
- 司書課程もしくは関連諸領域講師の経験
- 研究活動
 - > 学会の口頭発表
 - 業務報告、実践報告発表
 - ▶ 学術論文(研究ノートも含む)発表もしくは図書の刊行(共著も含む)
- その他(上級司書審査会がその都度、申請に応じ決定)

これらの活動については、当然その内容を評価するべきであるが、同時に個別ケースごとの差異が著しい。したがって、これらについては、ポイントの上限を設定し、ガイドラインに沿って上級司書審査会で認定することになる。

e.課題小論文の導入

先に指摘したように、この認定制度で認定される能力には、すでに豊富な図書館実務 経験を有する司書がもつ顕在的な能力もあれば、将来にそれを発揮すると目される潜在的 な能力の場合もある。それらを包括的な視点から細分すれば、以下のような五つの側面に 分けて考えることができよう。

- (1) 現場で(図書館長ないし係長職として)通用する「実務能力」
- (2) 専門職にふさわしい正確で最新の「専門知識」
- (3) 公務員や社会人として当然期待される「一般常識」
- (4) 社会的や対外的に認知されるだけの「表現力」
- (5) 他の図書館職員や利用者も納得できる「人間性」と「情熱」

本認定制度の申請者は、ここに挙げた五つの側面において、すでに申請段階で一定の要件を満たしているはずである。しかし、認定の公平性・平等性を担保する意味からも、また特に上記の(2)、(3)、(4)の側面について慎重な審査を加える意味からも、共通のテーマのもとに一定の時間内で執筆させる「課題小論文」の導入を図ることにしたい。

この課題小論文は、断片的な知識の量を測るペーパーテストとは異なり、図書館経営にたずさわる人間であれば当然有していなければならない正確で最新の「専門知識」と、公務員としての「一般常識」、さらにはそれらが対外的に認知されるだけの「表現力」とを総合的に審査するための課題レポートである。時宜にかなった課題に対して、知識と経験を踏まえ、説得力ある処方箋が書けるかどうかの「課題解決能力」が試されるものとしたい。その課題の提示ならびに提出にあたっては、以下の点への配慮が必要となる。

- (1) 図書館が抱える今日的な課題の正確な理解と解決に向けた専門的な知識・意欲をみる。 この小論文執筆に備えて広く図書館界や自治体行政の動向に目配りし、学習してもら うことが最大のねらいである。つまり、知識・意欲が不十分な者をふるいにかけるた めに行なうというよりは、幅広く研鑚を積んでもらい視野を広げるために実施される。
- (2) 経費と労力を最小限に抑え、それでいて公平な実施方法を採用する。
 - (a) 図書館経営、図書館政策、図書館業務、出版流通、情報検索、生涯学習等から広い視点に立ったテーマを設定し、5~7のテーマから2つ程度を選択して執筆させる。一つの課題につき800~2,000字程度の小論文とする。
 - (b) 実施方法としては以下の方法のいずれかをとることができる。
 - i) インターネットを用い、日時を決めてウェブでテーマ通知、メールもしくはファックスで小論文回収とする。上級司書としてウェブやメールが使えるのは当然で、その能力審査も併せて行なうことができる。この場合課題に対して一定の時間を割くことが可能であり、一つの課題につき 2,000 字程度が妥当である。
 - ii) 毎年の全国図書館大会開会前日に開催県の県立図書館(もしくはその周辺)を会場とし、申請者に集合してもらい2~3時間程度で実施することも考えられる。会場までの旅費は、申請者の負担となる。この場合は一つの課題につき800~1,000字程度の小論文とすることが妥当である。
- (3) 原則として、上級司書審査会および審査チームを構成する複数の担当者が課題案を作成し、上級司書審査会のなかの若干名がその中から申請者への課題を決定する。課題 小論文の審査は審査チームが行う。

3. 上級司書審查会

第一次報告書でも述べたように、上級司書の認定制度の実施機関として日図協内に「上級司書審査会」(以下審査会とする)を組織し、資格認定に関する業務を行うものとする。

審査会は、部会や委員会とは異なる理事長直属の組織とし、5 名で構成される。メンバーには日図協事務局長と担当常務理事を含め、さらに図書館の現職者と学識経験者から選ぶものとする。また、審査会には担当事務局職員を置く。認定制度に関する諸規則(制度規程、内規など)の整備と、細部についての検討のためには、この審査会の発足準備が急がれる。

なお、現段階では、審査会の名称を当チームが委嘱された検討事項に合わせて「上級司書審査会」としているが、将来は上級司書以外の、個々のサービス(児童サービス・ハンディキャップサービス等)に関わる専門性、あるいは公立図書館以外の館種に対応した専門性の認定制度について検討する段階においては、それにふさわしい名称に変更し、メンバー

も増強されるべきである。

審査会の下に、認定申請者1名につき3名の審査チームを申請者数に応じて編成し、認定に至るまでの申請者の評価などの実務を委嘱する。なお、審査会のメンバーは審査チームには加わらないものとする。

制度が軌道に乗った段階では、原則として既に認定された上級司書の現職者の中から審査会や審査チームのメンバーを選ぶものとする。

4.更新制度

第一次報告書に明記されているように、上級司書は一定期間(5年)ごとに資格の更新を行わなければならない。この更新は形式的なものではなく、資格付与(前回更新)から 5年間の間に、上級司書に相応しい活動をポイントとして評価し、一定以上のポイントを獲得することで認められるという実質を伴うものである。この更新の枠組みとして、以下の枠組みが妥当である。また、具体的なポイント案については資料2別表第2に一覧を挙げた。

- (1) 更新するためのポイントは、以下の二つの領域からバランスよく取得していなければ ならない
 - (a) 研修の受講、研究活動といった自己の専門性を維持あるいはより高めるという活動(領域 1)
 - (b) 各種研修に対する講師、あるいは図書館の普及といった社会的活動(領域 2)
- (2) 図書館での現場経験が必要であり、図書館の現場から遠ざかっている場合は、現場に あるものよりも更新に必要なポイント数をより取得しなければならない
- 5.実施のための経費および申請手続き料の概算
- a.認定時(新規申請時)
 - 1)支出

a)審査員手当て(1 申請者に 3 審査員、審査員 1 人で 6 申請を処理する。なお、ここでは モデルケースとして、審査員の一人は東京近郊、一人は関東近県、一人はそれ以外の遠距 離とした。)

i.審査員一人当たり拘束時間

書類審査(6 申請) @10 分×6 = 60 分

研修ポイント審査 @20 分×6 = 120 分

論文審查 @30 分×6 = 180 分

課題小論文審査(1 申請者が 2 テーマ執筆) @5 分×6×2 = 60 分

その他(面接、他) @10 分×6 = 60 分

合 計 審査員1人の拘束時間 = 延べ480分(8時間)

ii.審査員一人当たり支出

審査員時給 5,000 円 / 時×8 時間 = 40,000 円

審査員交通費 2,000 円×1 / 3 + 5,000 円×1 / 3 + 20,000 円×1 / 3 = 9,000 円

審査員宿泊費 10,000 円×1 / 3 = 3,500 円

その他通信費 2,500 円

審査員1人あたり総支出

40,000 + 9,000 + 3,500 + 2,500 = 55,000

b)その他

事務局経費(人件費、通信費、印刷費、認定証書作成費、徽章制作費、その他)が必要と なる。

2)収入(申請手続き料)

上記 1)支出をもとに、申請者 1 人あたりの申請手続き料を算出すると、

(審査員3人への支出55,000円×3人)÷申請者6人= 27,500円

この他、事務局経費を含めても、申請手続き料は 30,000~35,000 円程度となるものと 思われる。

b.更新時

1)支出

a)審査員手当て(新規申請時と同様に1更新者に3審査員、審査員1人で6更新を処理することとする。また、審査員の一人は東京近郊、一人は関東近県、一人はそれ以外の遠距離とした点も、新規申請時のモデルケースと同様である。)

i.審査員一人当たり拘束時間

書類審査(6 申請) @10 分×6 = 60 分 研修ポイント審査 @20 分×6 = 120 分 その他(面接、他) @10 分×6 = 60 分

수 計

審査員 1 人の拘束時間 = 延べ 240 分(4 時間)

ii.審査員一人当たり支出

審查員時給 審查員交通費 審查員宿泊費

その他通信費

5,000 円 / 時×4 時間 = 20,000 円 新規申請者の審査に含める 新規申請者の審査に含める 新規申請者の審査に含める

審査員1人あたり総支出(交通費、宿泊費込み)

20.000 円

2)収入(更新手続き料)

1)の支出をもとに、更新者 1 人あたりの更新手続き料を算出すると、

(審査員 3 人への支出 20,000 円×3 人)÷申請者 6 人 = 10,000 円

この他、事務局経費を含めても、更新手続き料は10,000円前後となるものと思われる。

6.制度発足までのスケジュール

認定制度は、協会全体を上げて取り組むべき事業である。当然、全体を見渡した作業計画が必要である。さらに研修事業をはじめとして、多くの関係者の協力が必要不可欠であり、そのためにも、協会全体を視野に入れたスケジュールが必要となってくる。ここでは、2005 年度発足を前提に以下のようなスケジュールを提案する。

1)2004年度

a)上半期

- 評議員会および総会で事業実施の決定
 - → 一部定款の必要がある場合には定款の変更も
- 上級司書認定事業発足のためのワーキンググループの設置
 - ▶ 制度内容及び諸規則の整備
 - ◇ 諸規則のパブリックコメントの実施
 - ◆ 制度詳細および諸規則の制定
 - ▶ 上級司書審査会の事務作業量・業務内容の確定
- 日図協事務局の準備(認定制度発足に耐えられるものとしておく)

b)下半期

- 2004年度の全国図書館大会で上級司書認定について議論を行う
- 上級司書審査会準備会の発足
 - ▶ 資格審査の細部・運用の検討
 - ▶ 研修認定ルールの作成/認定作業
 - ▶ 上級司書による組織のあり方に関する議論

c)2004 年度のいずれかで行うべきこと

- 関連する部会・委員会等の情報交換
 - ▶ 日図協事務局
 - > 図書館経営委員会
 - ➢ 研修事業委員会
 - > 公共図書館部会
 - > 図書館学教育部会
- 上級司書認定に関連する説明会・セミナー
 - ▶ 関連する部会・委員会で調整を行い、必要に応じて実施する。
 - ▶ 以下の内容が考えられる。
 - ◆ 上級司書制度の説明
 - ◇ 司書研修の企画と運営に関するセミナー

2)2005 年度

- 理事会で正式に事業実施を承認
- 評議員会、総会の議を経たのち、認定申請を公募する

3)2006 年度以降

- 上級司書による組織の発足(第1期認定が修了した時点で)
- 経過措置の終了(2009 年度まで)
- 認定制度の点検・評価および見直し(経過措置の終了時までを一つの目安に)

7.制度発足当初の経過措置

上級司書の認定制度が発足すると既に述べたとおり、申請資格の獲得のためには、実務 経験とかなりの研修の受講経験とが必要になる。しかし、新しい制度が発足することによ る特別な事情や、これまでの研修事業の実情を考える以下の問題点が発生することが想定

される。

- (1) 要件を満たすためには、LIST2 相当の研修修了後3年の実務経験が求められている。 しかし、上級司書認定制度が2005年度に発足するとなると、制度が発足してから 少なくとも2008年度になるまで上級司書の中にLIST2の修了者が一人もいないと いう状態になる
- (2) LIST2 に相当すると誰もが認められる講習の多くは大都市に集中しており、認定制度発足直後に各地の研修内容を改善して実施したとしても、当面地方在住者が申請資格を獲得できない状態にある
- (3) LIST2 相当の研修修了として認定される研修ポイントは 5 年度の間は有効となる。 2005 年度発足とした場合、2005 年度に行われる研修がポイントとして認められる のは 2009 年度までである

これらの問題は、上級司書を志望する図書館職員本人の責任ではないことは明らかであり、認定制度、さらにそれを支える研修制度のあり方が軌道になるまでの間は、特別の配慮が必要である。

したがって、申請者となるための条件については当面緩和しなければならない。この措置は、改善された各地の研修事業、最初の LIST2 修了者が申請資格を獲得する 2009 年度までを目安として実施されることが望ましい。

具体的には、以下の二点の経過措置を行う。

- LIST2 もしくはそれに相当する研修の修了後 3 年という要件適用の延期(つまり実務経験 10 年以上の職員ならば LIST2 相当研修修了と認定されれば申請資格が獲得できる)
- 講義・講話以外で構成されている研修の受講義務の延期、修了課題付き研修の受講の 条件緩和

この経過措置は、あくまで申請者となるための条件の緩和であり、審査内容に関しては一切緩和してはならない。また、申請者となる条件が緩和された代償として、1 度目の更新については、通常の更新よりも条件を厳しくする必要があるものと思われる。

<資料1>

日本図書館協会 専門職員認定制度規程(案)

制度の発足に当たっては、根拠となる規程が必要であると考え、以下に検討チームとしての規程案を示す。

実際に規程に盛り込むべき項目や文言の精査、さらには関連する規則の整備については しかるべき専門組織での検討を要するのは言うまでもない。

(目的)

第1条 この規程は日本図書館協会(以下「協会」という。)定款 X 条に基づき、協会の 専門職員認定制度に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 協会は、司書の有する高度な専門性を認定し、名称を付与することにより、その専門性を広く社会に認知させ、社会的地位の向上を図る。同時に、認定の要件を満たすための研修の機会を提供し、司書の育成と資質向上を促す。

(資格の名称と種類)

- 第3条 付与する認定資格の名称は次のとおりとする。
 - (1) 公立図書館経営の中核を担う、あるいは今後担うことになる司書の高度な専門性に付与する名称

和名 上級司書

英名 Senior Librarian

(上級司書審査会)

- 第4条 第3条の上級司書の認定に関わる以下の業務については、上級司書審査会(以下 「審査会」という。)で行う。
 - (1) 資格認定、更新および取消に関する業務
 - (2) 申請書類の受付、資格認定書や証明書の発行等の各種手続に関する業務
 - (3) 審査基準の作成および改訂作業に関する業務
 - (4) 審査チームの選考および委嘱手続きに関する業務
 - (5) 資格認定に関わる広報業務
 - (6) その他資格認定に関する業務
 - 2 審査会の構成及び委員の任期については、上級司書審査会内規(以下「内規」という。) に定める。

(認定審査)

- 第5条 審査会は第7条にある申請書類に基づき、認定審査を行う。
 - 2 認定審査の運用に関することは、内規にこれを定める。

(資格の申請要件)

- 第6条 申請者は、以下の要件をすべて満たした者とする。
 - (1) 地方公共団体職員およびそれに準ずる者
 - (2) 図書館法第4条にいう司書資格を有している者
 - (3) 協会会員である者
 - (4) 図書館での通算の実務経験が10年以上である者
 - (5) 以下の研修をすべて受講し、修了した者
 - a) 「日本図書館協会中堅職員ステップアップ研修」またはそれに相当する研修
 - b) 「日本図書館協会中堅職員ステップアップ研修」またはそれに相当する研修 の修了者を対象とした協会主催の研修またはそれに相当する研修
 - (6) 上記第5号b)の研修を修了後、合計して3年以上の図書館での実務経験者である こと

(資格の申請手続)

- 第7条 申請者は、次の申請書類を協会事務局に提出し、第8条に定めるところの認定 審査料を納付しなければならない。
 - (1) 認定資格申請書
 - (2) 経歴書
 - (3) 司書資格証明書
 - (4) 下記の全ての条件を満たした論文
 - a) 申請にあたって執筆したオリジナルの論文もしくは申請時より過去3年以内 に図書館に関係する雑誌に掲載された論文、あるいは執筆部分が明確な報告書、 図書に掲載されている論文
 - b) 図書館に関し、その経営の改善に資する内容を持ったもの
 - i) 個別のサービスの改善に留まらず、全般的な改善に資するものであること
 - ii)妥当な手続きに則った論証がなされていること
 - iii)400 字詰め原稿用紙換算で50 枚程度の分量であること

(認定審査料)

- 第8条 認定審査料は35,000円とする。
 - 2 更新時の認定審査料は10,000円とする。
 - 3 納付された認定審査料は返却しない。

(認定及び認定証の交付)

- 第9条 資格の認定は、理事会の承認を得て理事長がこれを決定する。
 - 2 協会は認定された者を上級司書名簿に記載し、認定者に対して、徽章および認定証を交付することができる。また、必要に応じ証明書類等を交付することができる。

(認定の有効期間)

第10条 資格の有効期間は、交付された日から5年間とし、期間内に更新を要する。

(認定の更新)

- 第 11 条 更新を希望する者は、上級司書として様々な活動を行わなければならない。これらの活動は、ポイントに換算して、上級司書審査会が審査を行い判定する
- 2 ポイントとして認められる活動の詳細およびポイント数の算定については、内規に定める。

(更新の申請手続)

- 第 12 条 更新希望者は、次の申請書類を協会事務局に提出し、第 8 条に定めるところの 認定審査料を納付しなければならない。
 - (1) 資格更新申請書
 - (2) 上級司書認定書
 - (3) 経歴書(第11条にいうポイントの獲得数とその内訳を併記)

(認定の取消)

- 第 13 条 審査会で申請書類に虚偽または不正等を認めた場合は、理事会へその事実を報告し、理事会の決定に基づき協会は認定を取り消すことができる。
 - 2 地方公務員法に規定された遵守事項に違反した者、または「図書館の自由に関する宣言」「図書館員の倫理綱領」をはじめとする図書館員に関する規定に著し く違反した者に対しても、前項の手続に基づいて認定を取り消すことができる。

(申請関係書類の保存)

第14条 申請書類及び審査結果等の関係書類は協会事務局で30年保存とする。

附 則

- 1.この規程は、XX 年 XX 月 XX 日から施行する。
- 2.施行日から 2009 年 3 月 31 日までの期間においては、第 6 条(6)を申請条件として適用しない
- 3.この規程の改廃は、理事会の議決による。

<資料>2

日本図書館協会 上級司書審査会内規(案)

以下、同様に上級司書審査会の内規案である。

(目的)

第1条 この内規は日本図書館協会(以下協会という)が定める「専門職員認定制度規程」 (以下「規程」という。)の第4条2項に基づき、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 上級司書の認定に関わる業務を行う組織の名称を上級司書審査会(以下「審査会」という。)とする。

(審査会の構成)

- 第3条 審査会は、理事長直属とする。審査会を運営する委員は5名程度で、事務局長、 担当常務理事のほか、図書館の現職者と学識経験者で構成される。
 - 2 審査会には、上記の運営委員のほかに、担当事務局職員をおく。

(審査会運営委員の任期)

第4条 審査会運営委員の任期は2年間とする。ただし、任期中に生じた欠員を補充するために委嘱された委員の任期は、前任者の任期が満了するまでの期間とする。いずれの場合も再任を妨げない。

(審査会の招集)

第5条 審査会は、認定審査のほか必要に応じて理事長が招集する。

(審査の実施)

- 第6条 認定審査は年1回行い、審査結果は、理事会へ報告する。
 - 2 審査会は、申請書類上の審査を一括して行い、申請者の経歴、論文や活動等に関する詳細な評価については、申請者1名に対して3名から構成される審査チームを編成し、 審査を委嘱する。

(審査チーム)

- 第7条 審査チームは主査1名と副査2名で編成し、合議制で審査を行う。構成メンバーは審査会が協会会員の中から選任するが、必要に応じて非会員の有識者を加えることができる。なお、審査会の運営委員は審査チームのメンバーを兼ねることができない2 審査チームは以下の点に注意して厳正な審査を行う。必要に応じて口頭試問および筆記試験をもって申請者の評価を行うことができる。
 - (1) 図書館に対して、高度な見識を有し、サービスの実務を把握しているか

- (2) 図書館の外部に対しても交渉ができる人物であるか
 - a. 所属する公共団体の首長部局、各種行政委員会と交渉できる人物であるか
 - b. 所属する職場以外に活動範囲を有する人物であるか
- (3) 図書館および図書館員の地位向上に努められる人物であるか
- 3 主査は、審査のとりまとめを行い、上級司書審査会に審査の報告を行う。

(研修修了の認定)

- 第8条 規程第6条5項a)およびb)にいう相当する研修は別表第1に示されたものとする
 - 2 下記の行為については、研修の受講に相当するものであり、上級司書審査会が内容 に応じその程度をポイントとして認定する。認定の基準は別表第1に示されたものとす る
 - (1) 大学院における図書館情報学関連の単位・学位の取得
 - (2) 規程第6条5項 a)および b)に該当する研修講師の経験
 - (3) 司書課程もしくは関連諸領域講師の経験
 - (4) 研究活動
 - a)学会の口頭発表
 - b)業務報告、実践報告発表
 - c)学術論文(研究ノートも含む)発表もしくは図書の刊行(共著も含む)
 - 3 その他、研修修了の認定に資するものは、上級司書審査会がその都度、申請に応じ 決定する

(申請関係書類の扱い)

第9条 申請に要した関係書類は、厳正に取り扱う。

(推薦依頼)

第10条 審査の結果、認定に値すると判断された申請者について、審査会は、日本図書館協会名で申請者の所属する地方公共団体の首長もしくは任命権者に推薦の依頼を行う。

(認定)

第 11 条 審査会は、認定要件たる審査チームの審査結果と申請者の地方公共団体の首長 もしくは任命権者推薦書類を理事会に報告する。理事会の承認を得て会長が認定を決定 した者には認定式をもって上級司書の名称を付与する。

(認定後の更新)

- 第 12 条 規程第 11 条にいう「上級司書に相応しい活動」とは以下の活動を指している。
 - (1)自己の専門性を維持あるいはより高める活動
 - a)指定された研修の受講
 - b)図書館に関する研究活動
 - (2)図書館の普及もしくは図書館職員の専門性の認知向上のための社会的活動

- a)研修等での講師としての経験
- b)各種図書館団体での活動
- c)図書館界以外での活動
- (3) 図書館での実務経験
- 2 更新に必要なポイントの詳細は別表第2に示されたものとする

附 則

- 1.この内規は、XX 年 XX 月 XX 日から施行する。
- 2.この内規の改廃は、理事会の議決による。

<別表第1> 申請資格獲得に必要な研修等の内訳

(規程第 6 条 5 項 a)関係)

規程第6条5項a)にいう「相当する研修の修了」と認定されるためには下記に規定されている申請に必要なポイント(以下、「申請ポイント」という。)に換算して合計 10 以上を獲得しなければならない。

id U & i) 1 i l & & ご & V i 。			
	活動の種類	獲得される更新ポイント数	
	半日(2~3時間程度)	+1	
研修の受講		(該当研修の8割以上の時間を受講していること)	
WI I SO Z III S	全日(4~6時間程度)	+2	
		(該当研修の8割以上の時間を受講していること)	
	規程第6条5項a)および	 講習受講によって受講者が獲得するポイントの 2	
	b)に該当する研修の講	倍	
講師経験	師経験	1	
HISTO NEWSON	司書課程もしくは関連		
	諸領域講義科目の講師	半期 1 コマにつき+3	
	経験		
学位取得	大学院において図書館	+1 ~ +20	
于四秋时	情報学関連の学位取得	(内容に応じて上級司書審査会が認定)	
	学術論文(研究ノートも	著作 1 点につき+1~+10	
	含む)もしくは著書の刊	(内容に応じて上級司書審査会が認定)	
	行(共著も含む)		
学会活動	学会での口頭発表	発表 1 回につき+1~+4	
		(内容に応じて上級司書審査会が認定)	
	業務報告、実践報告発表	1 件につき+1~+2	
	未初和以口、大风和口元仪	(内容に応じて上級司書審査会が認定)	
その他	その他研修修了の認定	 上級司書審査会が申請に基づき内容に応じて認定	
	に資するもの		

(規程第6条5項b)関係)

規程第 6 条 5 項 b)にいう「相当する研修の修了」と認定されるためには以下の全ての条件を満たさなければならない。

1.下記に規定されている申請ポイントに換算して合計 20 以上の獲得

	活動の種類	獲得される更新ポイント数
77.20 平洋	半日(2~3時間程度)	+1 (該当研修の8割以上の時間を受講していること)
研修の受講 	全日(4~6時間程度)	+2 (該当研修の8割以上の時間を受講していること)
≐集台示4又∉全	規程第6条5項a)および b)に該当する研修の講 師経験	講習受講によって受講者が獲得するポイントの 2 倍
講師経験	司書課程もしくは関連 諸領域講義科目の講師 経験	半期 1 コマにつき+3
学位取得	大学院において図書館 情報学関連の学位取得	+1~+20 (内容に応じて上級司書審査会が認定)
	学術論文(研究ノートも 含む)もしくは著書の刊 行(共著も含む)	著作 1 点につき+1~+10 (内容に応じて上級司書審査会が認定)
学会活動	学会での口頭発表	発表 1 回につき+1~+4 (内容に応じて上級司書審査会が認定)
	業務報告、実践報告発表	1 件につき+1~+2 (内容に応じて上級司書審査会が認定)
その他	その他研修修了の認定 に資するもの	上級司書審査会が申請に基づき内容に応じて認定

2.獲得した申請ポイントの中に以下の条件を満たしたものが全て含まれていること

	必要な申請ポイント数	
修了課題付き研 修の受講	修了レポート(2,000字~4,000字相当)、もしくはそれに準じるもの(演習の成果物・試験など)を研修主催機関・団体に提出し、一定の評価獲得が義務付けられた研修の受講	4
講義・講話以外で 構成されている 研修の受講	8 人以下のワークショップないし、グループ 討論、または演習、プレゼンテーション、と いった講義・講話以外で構成されている研修 の受講	1

3.申請者が上記 2 の条件を充足しているかどうか速やかに判断できるように、上級司書審査会は、研修の種類を以下の通り分類し、周知をはかること

研修種別	研修内容		
A 種研修	研修の修了の条件として修了レポート(2,000 字~4,000 字相当)、もしくは それに準じるもの(演習の成果物・試験など)を研修主催機関・団体に提出し、 一定の評価獲得が義務付けられた研修		
B 種研修	8人以下のワークショップないし、グループ討論、または演習、プレゼンテーション、といった講義・講話以外で構成されている研修		
C 種研修	A 種研修、B 種研修の両方の条件を満たした研修		
通常の研修	A 種、B 種、C 種のいずれにも該当しない全ての研修		

4.上級司書発足に伴う経過措置

2009年3月31日までの間、"2.獲得した申請ポイントの中に以下の条件を満たしたものが全て含まれていること"の表を以下のように読み替える

	必要な申請ポイント数	
修了課題付き研修の受講	修了レポート(2,000字~4,000字相当)、もしくはそれに準じるもの(演習の成果物・試験など)を研修主催機関・団体に提出し、一定の評価獲得が義務付けられた研修の受講	2

また、修了のための課題がない研修しか受講できなかった場合には、上級司書審査会に対して、申請者が研修内容に関連する題目に関する課題を提出し、修了認定を受けることができる

< 別表第 2 > 認定更新のための必要とされるポイント内訳 (規程第 11 条関係)

1.更新のための基本的要件

a)更新のために取得すべきポイント(更新ポイント)

2) 24/13/12/13/12/13/12/13/13/12/19			
領域	最低取得すべき更 新ポイント数	備考	
領域 1:自己の専門性を維持あるいはより高める活動	10	 領域 1 および領域 2 から合計で 30 ポ	
領域 2:図書館の普及もしくは 図書館職員の専門性の認知向上 のための社会的活動	10	イント以上取得すること	
領域 3:実務経験		図書館等に勤務していない期間 4 ヶ月につき、-1 ポイント(4 ヶ月未満の期間は切り上げ)	
取得すべき更新ポイント数	30		

b)更新ポイントの取得期間について

- 1年間に獲得できる更新ポイント数の最大は20
- 名称付与された、もしくは前回の更新年度の次の年度を 1 と数えて、5 年度末までに 条件を満たすこと

2.各領域のポイント数

a)領域 1:自己の専門性を維持あるいはより高める活動

ií	舌動の種類	獲得される更新ポイント数
研修の受講	半日(2~3時間程度)	1(該当研修の8割以上の時間を受講していること)
での文曲	全日(4~6 時間程度)	2(該当研修の8割以上の時間を受講していること)
开京生人会加	半日(2~3時間程度)	1(該当集会の8割以上の時間を出席していること)
研究集会参加 	全日(4~6 時間程度)	2(該当集会の8割以上の時間を出席していること)
24.A.M./B	大学院において図書館	1 ~ 20
学位取得	情報学関連の学位取得	(内容に応じて上級司書審査会が認定)
	学術論文(研究ノート も含む)もしくは著書 の刊行(共著も含む)	著作 1 点につき 1~10 (内容に応じて上級司書審査会が認定)
学会活動	学会での口頭発表	発表 1 回につき 1~4 (内容に応じて上級司書審査会が認定)
	業務報告、実践報告発	1 件につき 1~2
	表	(内容に応じて上級司書審査会が認定)
	その他自己の専門性を	
その他	維持あるいはより高め	上級司書審査会が申請に基づき内容に応じて認定
	るための活動	
しつにいってぬかしが中南生人しはいてるようととさ		

上記にいう研修および研究集会とは以下のものを指す

● 上級司書審査会が認定する研修の受講

- ▶ ポイントが認定される研修の条件は、申請時 LIST2 相当研修修了として認定されるための条件に準じるものとする
- ▶ 上級司書審査会が認定する図書館関連の研究集会への参加については、上記条件 に準じて認定を行う

b)領域 2: 図書館の普及もしくは図書館職員の専門性の認知向上のための社会的活動

活動の種類		獲得される更新ポイント数
図書館界への	日本図書館協会・各都道府県図	1期につき 1~6
貢献	書館協会理事以上の役員	(内容に応じて上級司書審査会が認定)
	規程第6条5項a)およびb)に該	講習受講によって受講者が獲得するポイ
 講師経験	当する研修の講師経験	ントの 2 倍
中井口山北王河大	司書課程もしくは関連諸領域	半期 1 コマにつき+3
	講義科目の講師経験	十朔 1 コマにフピ+3
	上級司書審査会が認定する他	
図書館界以外	団体もしくは他団体主催の行	1 回につき+1~+3
での活動	事への図書館代表者としての	(内容に応じて上級司書審査会が認定)
	参加	
	その他図書館の普及もしくは	
その他	図書館職員の専門性の認知向	上級司書審査会が申請に基づき内容に応
COLE	上のための社会的活動に該当	じて認定
	するもの	

- 3.資格発足時の経過措置による被認定者の最初の更新について 経過措置によって認定された者は、最初の更新時には本表を以下のように読み替える
- 1)a)更新のために取得すべきポイント(更新ポイント)を以下のように読み替える
 - ▶ 備考中の "2 つの領域から合計で 30 ポイント以上取得すること"を"2 つの領域 から合計で 40 ポイント以上取得すること"とする
 - ▶ 取得すべき更新ポイント数が "30"となっているのを "40"とする